

答 申 情 第 8 0 号

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 7 月 2 1 日付け児福第 8 8 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

精神障害児に係る診断書の公文書非公開決定事案 (諮問情第 1 2 3 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った公文書非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年5月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「精神障害児の診断書（F2, 3, 4, 7, 8, 9の人の分 各1人分）」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。
- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書として「精神障害児の診断書（F2, F3, F4, F7, F8, F9の人の分 各1人分）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年6月14日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

精神障害児の診断書については、患者個人の具体的な診断内容等が記載されており、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、平成29年6月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

公文書非公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、医師法第19条第2項の規定に基づき、京都市児童福祉センター診療所の医師が患者からの請求により作成した精神疾患に係る診断書であり、傷病名、発症時期、発症以来の病状と経過、現在の病状又は状態像、医学的総合判定などが記載され

ており、個人に関する情報であり、個人が識別され得るものである。

「F2」等の区分は、ICD-10コード（注1）の内の精神及び行動の障害に係る分類コードであり、F0からF9の大分類（注2）がある。

（注1）疾病及び関連保健問題の国際統計分類であり、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関（WHO）が作成したものの。

（注2）精神及び行動の障害に係る大分類

コード	病名	コード	病名
F0	症状性を含む器質性精神障害	F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F6	成人の人格及び行動の障害
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F7	知的障害（精神遅滞）
F3	気分（感情）障害	F8	心理的発達の障害
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F9	小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

ア 刑法第134条第1項は、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。」と定めている。

イ 診断書には、精神疾患患者の詳細な病状や医師の評価が具体的に記載されている他、患者の家族構成等を含む生活環境や抱えている課題など極めて私的な事項が記載されており、その内容から当該診断書に係る個人が識別されるおそれがあるとともに、通常他人に知られたくない極めて個人の機微に関する情報となっている。したがって、診断書を公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる。

ウ よって、本件公文書は、条例第7条第1号の規定により公文書を公開しないことが適当であると考え、条例第10条第2項の規定により公文書を非公開としたものであ

る。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第1号に該当しない。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 審査請求人が求めている文書は、医師法第19条第2項の規定に基づき、京都市児童福祉センター診療所の医師が作成した診断書であり、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」、「知的障害（精神遅滞）」、「心理的発達の障害」、「小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」を有する者に係るもののうち、各1名分であると認められる。

イ 当該診断書には、傷病名、発症時期、発症以来の病状と経過、現在の病状又は状態像、医学的総合判定などが記載されている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 諮問庁は、本件公文書について、個人が識別されるおそれがあるとともに、通常他人に知られたくない極めて個人の機微に関する情報であるため、条例第7条第1号に該当すると主張し、審査請求人は条例第7条第1号に該当しないと主張するので、この点について検討する。

イ 条例第7条第1号に規定しているプライバシー情報とは、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」とされている。

「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

ウ 当審査会が診断書を確認したところ、その中には、諮問庁が主張するとおり、精神疾患患者の詳細な病状や医師の評価が具体的に記載されているほか、患者の家族構成等を含む生活環境や抱えている課題などといった、一見して極めて私的な情報が記載されており、これらの情報は、個人が識別され得るものであり、通常他人に知られたくないものであることに疑いはない。

エ 加えて、本件公文書が精神及び行動の障害に係る診断書であることに鑑みれば、本件公文書は、通常他人に知られたくない度合いが極めて強い個人の機微に関する情報であり、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分に予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益等の侵害の程度は重大であると認められるため、本件公文書は、全体を一つの個人の機微に関する情報であって、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

オ このことは、刑法において、医師に対して、業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときに罰則が科されていることから伺い知れる。

カ なお、条例第7条第1号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号の適用から除くことが定められており、非公開により保護される個人の利益と公開により保護される利益とを比較考量して、後者が前者に優越するときに適用することとなるが、本件公文書に記載されている情報を公にすることが、他者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することに実質的につながるとは想定しがたい。

したがって、条例第7条第1号ただし書には該当しないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年	7月21日	諮問
	9月5日	諮問庁からの弁明書の提出
平成30年	2月23日	諮問庁の職員の理由説明（平成29年度第10回会議）
	3月23日	審議（平成29年度第11回会議）

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望が

なかったので、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）